

議会基本条例各条文案

【1-1 目的】

A案	<p>この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>
B案	

議会基本条例各条文案

【1 - 2 基本理念】

A案	議会は、市政における最高の意思決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。
B案	

議会基本条例各条文案

【1－3 基本方針】

A案	<p>議会は、(前条の)基本理念にのっとり、次の各号に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。</p> <p>(1) 市民に対して積極的な議会活動の情報公開及び情報発信に努めること。</p> <p>(2) 市民が参画しやすい開かれた議会運営に努めること。</p> <p>(3) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させるように努めること。</p> <p>(4) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営について監視及び評価を行うこと。</p> <p>(5) 積極的に政策立案又は政策提言に取り組み、本市の政策を決定すること。</p> <p>(6) 議会改革の推進に努めること。</p>
B案	

議会基本条例各条文案

【1－4 最高規範性・条例の位置付け】

A案	この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。
B案	

議会基本条例各条文案

【2-1 議会の活動原則】

A案	<p>議会は、市民の代表機関であることを十分認識するとともに、公正性、透明性等を確保し、<u>市民に関かれた議会</u>を目指す。</p> <p>2 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努める。</p> <p>3 議会は、<u>市民の関心を高め、分かりやすい議会運営</u>に努める。</p>
B案	<p>議会は、次に掲げる原則に基づき<u>活動しなければならない。</u></p> <p>(1) 公正性及び透明性を確保するとともに、<u>市民に関かれた議会であること。</u></p> <p>(2) 議案提出権、市長提出議案に対する修正動議の発議権等を議員が有することを踏まえて議決権を行使し、市政の運営に貢献すること。</p> <p>(3) 市民本位の立場から、市長等(市長その他の執行機関をいう。以下同じ。)により適正な市政運営が行われているかを監視し、さまざまな政策等が、適切に施行され、又は運用されているか常に検証を怠りなく行うこと。</p> <p>(4) 市民参加の機会の拡充を図り、<u>市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。</u></p> <p>(5) <u>議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと。</u></p>

議会基本条例各条文案

【2-2 議員の活動原則】

A 案	<p>議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1) 議員は、<u>市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握</u>し、市民の代表として市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。</p> <p>(2) 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて<u>自らの資質の向上に努める</u>ものとする。</p> <p>(3) 議員は、議会活動について、<u>市民に対して説明する責務を有する</u>。</p> <p>(4) 議員は、議会が討議の場であること及び<u>合議制の機関であることを十分認識し、積極的な議論</u>を重んじなければならない。</p>

議会基本条例各条文案

【2-3 会派】

A案	<p>議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 <u>会派は、理念、政策等を共有する議員で構成する。</u></p> <p>3 会派は、議会運営及び政策形成に際し、会派間での合意形成に努めるものとする。</p>
B案	<p>議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>(1) 会派は、<u>基本的政策が一致する議員で構成し、活動する。</u></p> <p>(2) <u>所属議員が3人以上の会派を交渉団体とする。</u></p> <p>(3) 会派は、政策決定、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて<u>会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</u></p>

議会基本条例各条文案

【2-4, -5 議決・説明責任】

A案	議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識するとともに、その結果について、市民に対し説明する責務を有することを自覚するものとする。
B案	議会は、議案等を議決し、地方公共団体としての意思又は政策を決定したときは、市民に対して説明する責務を有する。

議会基本条例各条文案

【2-6 議長の責務】

A案	議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。
B案	議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。 2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求する。